

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（育児休業の承認の請求）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>条例第3条第1項第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き</u>、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。<u>ただし、非常勤職員が条例第3条第1項第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> | <p>（育児休業の承認の請求）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> |
| <p>（育児休業の期間の延長の承認の請求）</p> <p>第4条 <u>前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</u></p> | <p>（育児休業の期間の延長の承認の請求）</p> <p>第4条 <u>前条の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</u></p> |
| <p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。</u></p> | <p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。</u></p> |
| <p>（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第3条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</u></p> | <p>（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</u></p> |
| <p>（部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第14条 略</p> | <p>（部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第14条 略</p> |

2 第3条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(給与の減額方法)

第16条 条例第21条第1項の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(給与の減額方法)

第16条 条例第21条の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。